

愛媛大学総合情報メディアセンターICT利用教育推進室内規

平成30年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、愛媛大学総合情報メディアセンター規則第12条第2項の規定に基づき、愛媛大学総合情報メディアセンターICT (**Information and Communication Technology** をいう。以下同じ。) 利用教育推進室 (以下「ICT 推進室」という。) の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ICT 推進室は、愛媛大学における ICT 利用教育を推進するための計画立案、環境整備及びeラーニングの運用、開発を支援することを目的とする。

(業務)

第3条 ICT 推進室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) ICT 利用教育の検討に関すること。
- (2) ICT 利用学習環境の整備に関すること。
- (3) 教育ビッグデータの収集・分析に関すること。
- (4) オープンエデュケーションの支援に関すること。
- (5) eラーニングの運用・開発の支援に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第4条 ICT 利用教育推進室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員

ア 総合情報メディアセンター (以下「センター」という。) の専任教員

イ センターの兼任教員

ウ その他必要な職員

(職務)

第5条 室長は、ICT 利用教育推進室の業務を総括する。

- 2 室員のアの者は、室長を補佐し、ICT 利用教育推進室の業務を遂行する。
- 3 室員のイの者は、ICT 利用教育推進室の業務を遂行する。
- 4 室員のウの者は、ICT 利用教育推進室の業務に従事する。

(室長)

第6条 室長は、センターの専任教員のうちから、総合情報メディアセンター長 (以下「センター長」という。) が指名する。

2 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第8条 ICT推進室に関する事務は、研究支援部総合情報メディアセンター事務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、ICT推進室に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。